

平成27年

松 前 町 議 会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録

平成27年 2月 5日 開会

平成27年 2月 5日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 齊 藤 勝

# 目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 .....	1 頁
----------------------	-----

平成 27 年 2 月 5 日(木曜日) 第 1 号

○議事日程 .....	2 頁
○会議に付した事件 .....	2 頁
○出席議員 .....	2 頁
○欠席議員 .....	2 頁
○出席説明員等 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 .....	2 頁
○議長あいさつ .....	3 頁
○開会宣告・開議宣告 .....	3 頁
○諸般の報告・議事日程 .....	3 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	3 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告 .....	3 頁
○日程第 3 会期の決定 .....	3 頁
○日程第 4 議案第 1 号 議決の変更について .....	4 頁
○閉会宣告 .....	6 頁

## 提出案件及び議決結果一覧表

### 1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	議決の変更について	27. 2. 5	原案可決

平成27年 2月 5日（木曜日）第1号

平成 2 7 年

松前町議会第 1 回臨時会

平成 2 7 年 2 月 5 日 (木曜日) 第 1 号

---

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議会運営委員会報告  
日程第 3 会期の決定  
日程第 4 議案第 1 号 議決の変更について
- 

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議会運営委員会報告  
日程第 3 会期の決定  
日程第 4 議案第 1 号 議決の変更について
- 

◎出席議員 (11名)

議 長	1 2 番	齊 藤	勝 君	副議長	1 1 番	吉 田	孝 男 君
	1 番	福 原	英 夫 君		2 番	近 江	武 君
	3 番	川内谷	進 君		4 番	椎 名	力 君
	5 番	伊 藤	幸 司 君		6 番	堺	繁 光 君
	7 番	油 野	篤 君		8 番	西 村	健 一 君
	9 番	西 川	敏 郎 君				

---

◎欠席議員 (1名)

10 番 梶 谷 康 介 君

---

◎出席説明員等

町 長	石 山 英 雄 君	副 町 長	若 佐 智 弘 君
総 務 課 長	野 村 誠 君	政策財政課長	佐 藤 久 君
建 設 課 長	鍋 谷 利 彦 君	会計管理者兼出納室長	川 合 貞 之 君
教 育 長	宮 島 武 司 君	監 査 委 員	藤 崎 秀 人 君
監 査 室 長	近江谷 邦 彦 君		

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	川 村 敏 之 君	次	長 尾 坂 一 範 君
主 査	齊 藤 明 君		

---

◎議長あいさつ

---

○議長(斉藤勝君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成27年松前町議会第1回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

---

◎開会宣告・開議宣告

---

○議長(斉藤勝君) ただ今から平成27年松前町議会第1回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

---

◎諸般の報告・議事日程

---

○議長(斉藤勝君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長(斉藤勝君) 日程第1、会議録署名議員は、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、1番福原英夫君、2番近江武君、以上2名を指名致します。

---

◎議会運営委員会報告

---

○議長(斉藤勝君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、伊藤幸司君。

○議会運営委員会委員長(伊藤幸司君) 先程開催をされた議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程についてはお手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(斉藤勝君) 以上で報告済みと致します。

---

◎会期の決定

---

○議長(斉藤勝君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

---

◎議案第1号 議決の変更について

---

○議長(斉藤勝君) 日程第4、議案第1号、議決の変更についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(野村誠君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第1号、議決の変更につきまして、その内容をご説明致します。本件につきましては、昨年9月3日に議決をされました平成25年度繰越分茂草橋改良工事に係ります請負契約の締結の変更でございます。その内容につきましては、区分の3契約金額を変更前の契約金額8千672万4千円から、変更後の契約金額8千970万4千800円に変更致そうとするものでございます。

本工事につきましては、平成25年度に解体工事、平成26年度については残った橋の撤去と橋の地中基礎部分の工事を行っております。9月3日に本契約を締結致しまして工事を進めてまいりましたところ、今年1月中旬になりまして、設計変更しなければならない事案が発生しましたので、その内容を説明致します。

次のページに、茂草橋改良事業の概要として、参考資料を添付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。図面の上の方に平面図がございます。茂草川左の林地区側のA2橋台地点において基礎の杭を打ち込んだ後、橋台を設置するため右下の断面図のように掘削したところ、当初想定していなかった大量の湧き水が出てきたことから工事ができなくなり、右上の平面詳細図にありますように、仮設鋼矢板で囲って、この湧き水を止めて今後の作業を進めなければならないため、設計変更をしたところでございます。この変更に係わる増額部分の298万800円につきましては、本事業にかかる既定予算の範囲内でありましたので、1月26日仮契約し、議決をいただいた後、本契約を致そうとするものであります。なお、この変更によります工期の延長はございません。

以上が議案第1号でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと、11番。

○11番(吉田孝男君) 説明いただきました、茂草川にかかる橋台の関係なつくんですけどね、ただ、これ水出て工事が不都合になったということなんだけど、この前に必ず皆さん地質調査なり設計調査、いろいろな調査しますよね。その上で設計が作られて工事発注されて、まあ、入札発注されるんだけど、事務の上でこういう状況出ること、地質調査なり現状調査の段階で把握できなかったものかどうか、今契約して更に余裕あるから400万の範囲内だから了解してください、だけじゃない内容じゃないですか。したら、その調査っての一体なんなんだと、いろんなことでやっぱり予測されることをするのが調査であって、それ調査やった結果、業者、契約した結果こういう状況になりましたっていう話になるってこと自体が問題じゃないですか。

今後いろんな工事をやる中で、必ず地質調査に地盤調査なりいろんな調査するわけだから、その調査ってのはやっぱり相当高額な金を持って契約するわけですね、調査費っていうのは。その結果、いちいちこんな問題出てから、再度再契約ですよという状況になった場合に、とんでもない予算変更になってくるということになると思えますんでね、ただ茂草川については、いろいろやはりあすこも問題、昔から問題がある川だってことは事前に皆さん承知してることだと思うんですよ。地域の人方からも状況聞いてると思うんですよ。



そういう状況の中で今ね、水が突出したからこういうふうにはますよってことになりますとね、したら、その調査そのものが何だんだったのということをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長(斉藤勝君) 建設課長。

○建設課長(鍋谷利彦君) おはようございます。

吉田議員のご質問にお答え致します。設計段階の調査ではですね、基礎ボーリング、基礎地盤のボーリング調査を3箇所行ってございます。これは、主に地盤の地層や支持力度を調べるもので、湧水について正確に判断できるものではなかったわけでございます。

平面図の真ん中の橋脚の施工にあたっては、本流に近いことからですね、川の増水時に施工が困難なため、当初から仮設の矢板の設置を工事費に組み込んでいたものでございます。この度、設計変更により、仮設矢板を追加する橋台箇所にあってはですね、本流から離れて、土手側にあるということで、若干の地下水はあるものと想定してポンプアップの設計を組んでございました。ただし、実際工事にかかってですね、掘って、掘削していくと土手側、特に林地区の方からの湧き水が大量にあったため、ポンプアップでは対応しきれないということで、この度の仮設矢板の設置をお願いしたところでございます。

この湧き水を正確に把握するためにはですね、このボーリング調査とは別に揚水試験というものをやらなきゃいけないということでございます。この揚水試験に係る費用としては、最低100万以上かかるということから、当課としては湧水が出て出なくても設計費が増額になるわけでございます。当初設計から仮設矢板を計上致しますと、湧水が、湧き水がなくても過大設計という形になることからですね、工事が進む段階でその都度、そういう事案が生じた場合は議会のご判断も仰ぎながら、その都度対応していくと、そのようなスタンスで考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長(斉藤勝君) 11番。

○11番(吉田孝男君) わかりましたけどね、ただ、調査費ってのは、特に川ってのはね、どっからどういうふうな流れでもって水が出るかっていうのがわからないのが川の本質であってね、一箇所だけやったからそれでいいんだってことではないだろうと、当然川になる部分については湧水の予測してポンプアップを計画したといえどもね、この水っていうのは上では見えないものが、特に茂草の地下ってのは深いんだと、あすこは深い場所でなかなかね、地上、盤そのものがなかなか探り当てができないっていう場所だけに、水がどっからくるかわからない地盤ですよ。その場合についてはやっぱり、常に何か起きるといのが最初っからわかって工事ってものをやっていかなきゃいけないのははずです。

特に、昔あすこ、2本から3本の川を1本にまとめた一つの川だっていうのは地域の人がみんなわかってるはずだと。ですから、あすこの川っていうのは水が深いよ、水が出るよって昔から言われてる川なんです。それを、まあ、ポンプアップだけを予測してやってことは、ちょっと当初からいくとね、今起きたからって言うわけじゃないけど、準備としてはいかなものかと、調査としてはそういう部分も一切調査しないまま、予測されるだろうを予測してポンプアップだけで対応してきたと、出たところでまた再度予算を組むような、議会の判断を求めるといことじゃ、ちょっとこれは問題のある予算の取り方じゃないのかっていう感じしますけどね。その辺からすると、地質調査ってのは一体何だんだ、工事の事前調査って何だんだっていうことを基本的にもう一回、広範囲な状況を視野に入れてね、対応しなければ、常にこんな問題じゃあ、入札が入札の額でなくなってくる心配もあるわけですから、その辺も含めてね、今後の在り方ってものは充分注意して早くやらなきゃいけない問題かなと思っています。あとは他からまた質問あると思いますけど、

私はその辺のことを、もういっぺん答弁願いながら終わりたいと思います。

○議長(斉藤勝君) 建設課長。

○建設課長(鍋谷利彦君) 吉田議員おっしゃるとおりですね、我々もこれからまた橋の架け替え等工事が出てくると思います。その都度設計業者とも慎重に協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長(斉藤勝君) 他に質疑ありませんか。

6番。

○6番(堺繁光君) 課長の説明、私は妥当なところかなと、そういうふう感じてます。ということは、私も若い頃、10年来出稼ぎでまして、やっぱりこういう河川敷の仕事をさせてもらいました。その場合においても、やっぱり今、設計がどうなのかということは、なかなか完全な設計ってできないんですよ、調査も。これは、ある程度の調査でもって入札をして、そしてまたやっぱり設計変更をした、そういう現場が多々ありました。なかなか見えない場所での調査なもんですから、確実っていうものはなかなかないと思うんですよ、我々みたいな外に建つ建築と違って。だから、これはあくまでも想定内なのかなと思って、私は妥当な線だと思っております。

○議長(斉藤勝君) 答弁いいですね。

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長(斉藤勝君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって平成27年松前町議会第1回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 齊 藤 勝

署名議員 福 原 英 夫

署名議員 近 江 武